

5 諸手当等支給制度

給与の種類	支給条件		支給日	備考
	支給対象者	支給率又は支給額		
給料の調整額	特殊学校の教員（特殊免許状の有無に係りなし）	給料月額×8%	給料の支給日	
1 暫定手当	給与条例の適用職員	定額表に定める額に次の区分による割合を乗じた額 $\left\{ \begin{array}{l} 37.10.1 \sim 38.9.30 \dots \frac{1}{4} \\ 38.10.1 \sim 39.9.30 \dots \frac{2}{4} \\ 39.10.1 \sim 40.3.31 \dots \frac{3}{4} \end{array} \right.$	同上	
2 給料の特別調整額 (管理職手当)	教育次長 …… 課長, 室長, 出張所長 } 教育調査研究所長, 図書館長 } 校長 …… 教頭, 定時制, 通信主事 ……	→給料月額×15% →同上×12% →同上×8% →同上×7%	同上	
3 初任給調整手当	大学または大学院修士課程修了後, 4年以内, 博士課程修了後, 3年以内に採用された者 (1) 第1種手当 …… 高等学校または工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭 (2) 学第2種手当 …… 第一種手当該当以外の小学県立各学校の一般教科を担当する教諭 (注) 行政職, 事務職, 医療職 (一)および医療職 (二)の給料表適用者についても教員に準じて支給される。	$\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{年目} \dots \text{月} \quad 2,500 \text{円} \\ 2 \text{年目} \dots \text{月} \quad 1,700 \text{円} \\ 3 \text{年目} \dots \text{月} \quad 900 \text{円} \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{年目} \dots \text{月} \quad 1,000 \text{円} \\ 2 \text{年目} \dots \text{月} \quad 500 \text{円} \end{array} \right.$	同上	
4 扶養手当	他に生計の途が無く, 主として職員の扶養を受けているもので次に掲げる者 (1) 配偶者 (内縁を含む) …… (2) 18才未満の子 {うち1人… {その他… (3) 18才未満の弟妹および孫… (4) 60才以上の父母および祖父母 …… (5) 不具廢疾者 …… (注) 上記親族でも, 年間所得が91,000円(月額7,580円)程度以上あるときは, 扶養親族とは認定できない。	→ いずれも月額600円 → いずれも月額400円	同上	39.12.25から改正
5 通勤手当	住居と勤務公所の距離が2km以上ある者が次の交通機関または交通用具を利用して通勤するもの (1) 交通機関 …… (2) 原動機付の2輪以上の自動車 …… (3) 自転車, そりまたはスキー等 ……	→ {3か月定期乗車券の $\frac{1}{4}$, ただし900円を限度とする。 → 月額 450円 → 月額 400円	翌月の給料支給日	39.9.1から改正
6 校長兼務手当	全日制独立高校の校長が, 定時制独立高校の校長を兼務しているとき	給料月額×5%	同上	
7 夜間兼務手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼務したときまたは, 夜間課程を本務とする教育職員が昼間課程を兼務したとき	授業またはその補助を行なった時間1時間について250円	同上	39.10.1から改正
8 通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導に従事したとき	添削件数が10件まで750円 10件こえる1件ごとに60円	同上	同上
9 通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員および協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき	面接指導1時間について250円	同上	同上